

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	2020年6月11日
【事業年度】	第29期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 湯淺 英雄
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 上原 靖
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 上原 靖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	62,656	63,017	65,176	67,013	68,051
経常利益 (百万円)	11,275	11,753	12,511	13,113	14,074
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,505	7,999	8,645	9,326	9,874
包括利益 (百万円)	7,642	8,443	8,945	9,502	10,192
純資産額 (百万円)	65,637	71,304	77,054	83,014	89,466
総資産額 (百万円)	78,510	84,113	90,620	98,104	105,673
1株当たり純資産額 (円)	2,325.59	2,521.55	2,727.90	2,942.14	3,167.41
1株当たり当期純利益 (円)	274.49	292.56	316.20	341.34	361.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	81.0	82.0	82.3	81.9	81.9
自己資本利益率 (%)	12.3	12.1	12.0	12.0	11.8
株価収益率 (倍)	11.46	12.32	12.38	10.31	9.94
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,350	15,792	12,563	12,262	14,872
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,166	12,815	8,704	7,654	11,815
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,957	3,060	3,417	3,720	3,904
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	2,974	2,891	3,332	4,220	3,372
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	282 (133)	283 (134)	331 (97)	363 (93)	374 (87)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第28期より役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しております。1株当たり純資産額を算定するための期末発行済株式総数及び1株当たり当期純利益を算定するための期中平均株式数については、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を控除しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	(百万円)	60,066	60,565	62,547	64,283	64,969
経常利益	(百万円)	10,343	11,164	12,461	13,201	13,819
当期純利益	(百万円)	7,237	8,024	9,090	9,623	10,008
資本金	(百万円)	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414
発行済株式総数	(株)	27,342,000	27,342,000	27,342,000	27,342,000	27,342,000
純資産額	(百万円)	62,587	67,914	74,002	80,068	86,350
総資産額	(百万円)	74,026	79,638	86,268	94,368	101,432
1株当たり純資産額	(円)	2,289.08	2,483.90	2,706.57	2,931.66	3,161.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	96.00 (46.00)	105.00 (50.00)	117.00 (55.00)	130.00 (62.00)	145.00 (68.00)
1株当たり当期純利益	(円)	264.70	293.50	332.46	352.20	366.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	84.5	85.3	85.8	84.8	85.1
自己資本利益率	(%)	12.0	12.3	12.8	12.5	12.0
株価収益率	(倍)	11.88	12.28	11.78	9.99	9.81
配当性向	(%)	36.3	34.1	35.2	36.9	39.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	171 (84)	171 (89)	201 (52)	228 (45)	236 (41)
株主総利回り (比較指標: 配当込みTOPIX)	(%) (%)	92.7 (89.2)	108.9 (102.3)	121.1 (118.5)	113.5 (112.5)	119.8 (101.9)
最高株価	(円)	3,960	3,895	4,390	4,500	4,450
最低株価	(円)	2,750	2,939	3,415	3,350	3,080

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 当社は、第28期より役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しております。1株当たり純資産額を算定するための期末発行済株式総数及び1株当たり当期純利益を算定するための期中平均株式数については、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を控除しております。
4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2【沿革】

1990年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）をはじめ有力企業の出資により、1991年6月1日に設立いたしました。

その後の経緯は以下のとおりであります。

1992年3月	第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。
1992年4月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
1992年7月	セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。
1992年10月	携帯・自動車電話サービス開始。
1994年4月	移動機売切り制の実施。
1995年7月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
1997年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2000年7月	携帯電話サービスのブランド a u（エーユー）の開始。
2002年11月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2009年2月	沖縄県南城市に「南城ネットワークセンター」を新設。
2010年1月	沖縄通信ネットワーク株式会社を子会社化。
2010年3月	固定通信事業を開始。
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に上場。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場。
2013年8月	沖縄県那覇市松山に新社屋「沖縄セルラービル」を建設し、本店所在地を移転。
2014年9月	沖縄バリューイネイブラー株式会社（子会社）を設立。
2016年3月	沖縄県豊見城市に「とみぐすくネットワークセンター」を新設。
2016年8月	沖縄バリューイネイブラー株式会社は、UQモバイル沖縄株式会社に商号変更。
2017年9月	沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社を会社分割により設立。

3【事業の内容】

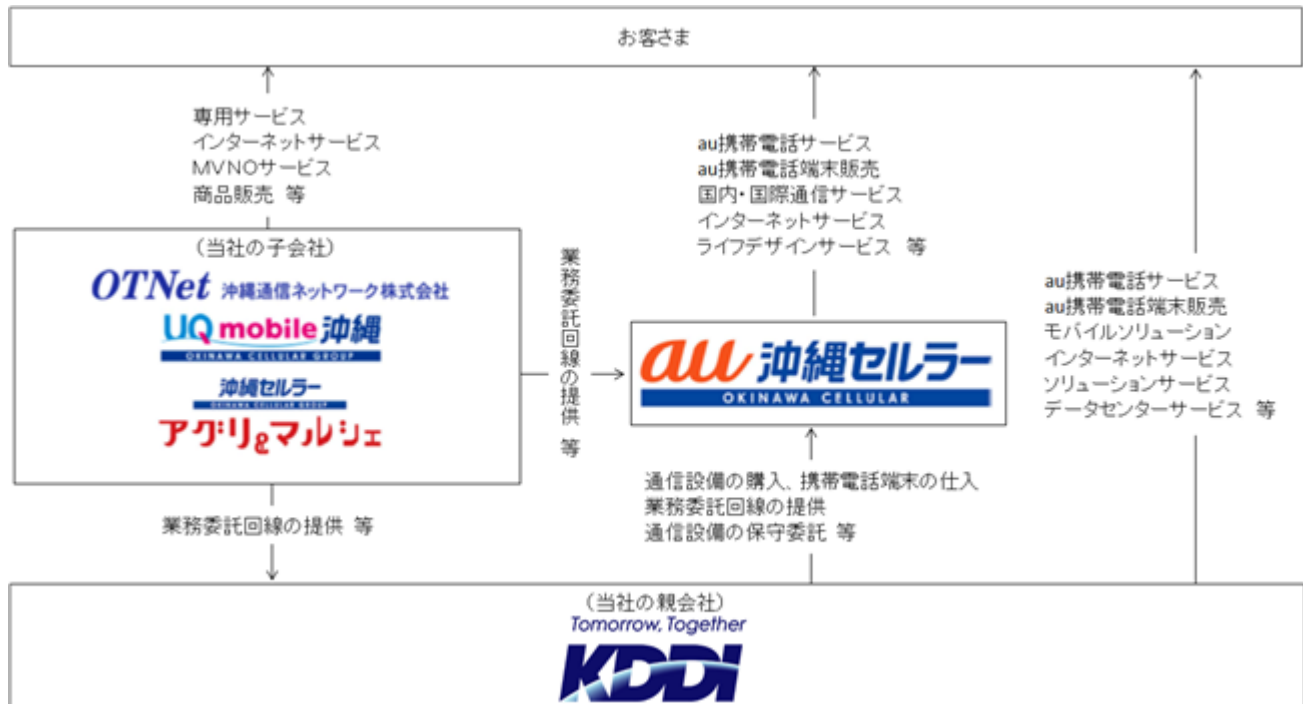
(1) 事業の内容

当社及び当社の関係会社は、当社及び連結子会社である沖縄通信ネットワーク株式会社、UQモバイル沖縄株式会社、沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社、並びに親会社であるKDDI株式会社により構成されており、モバイルサービスや、国内・国際通信サービス、インターネットサービス等を提供する電気通信事業を主な事業内容としております。

事業区分の方法につきましては「電気通信事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) 事業に係る法規制

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信サービスを提供する電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく登録等を受ける必要があります。また、無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

電気通信事業法

a. 電気通信事業の登録（第9条）

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りではない。

b. 変更登録等（第13条）

第9条の登録を受けた者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

c. 登録の取消し（第14条）

総務大臣は、第9条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

- ・当該第9条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- ・不正の手段により第9条の登録又は第13条第1項の変更登録を受けたとき。
- ・第12条（登録の拒否）第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

d. 電気通信事業の届出（第16条）

イ. 電気通信事業を営もうとする者（第9条の登録を受けるべき者を除く。）は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ロ. 届出をした者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

e. 承継（第17条）

イ. 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人は、電気通信事業者の地位を承継する。

ロ. 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

f. 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

イ. 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ロ. 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。

g. 基礎的電気通信役務の契約約款（第19条）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

h. 提供条件の説明（第26条）

電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

i. 苦情等の処理（第27条）

電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

j．禁止行為等（第30条）

イ．総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を次に掲げる規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

ロ．指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- ・その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- ・他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

ハ．総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第1項の規定により指定された電気通信事業者又は第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

二．第1項の規定により指定された電気通信事業者及び第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

k．電気通信回線設備との接続（第32条）

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- ・電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- ・当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- ・前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

l．第二種指定電気通信設備との接続（第34条）

イ．総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が十分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除して計算。）を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

ロ．第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、その実施の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

m．外国政府等との協定等の認可（第40条）

電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

n．事業の認定（第117条）

電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定（土地の使用）の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

o. 欠格事由（第118条）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条（事業の認定）第1項の認定を受けることができない。

- ・この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・第125条（認定の失効）第2号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者又は第126条（認定の取消し）第1項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・法人又は団体であって、その役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの

p. 変更の認定等（第122条）

認定電気通信事業者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

q. 承継（第123条）

イ. 認定電気通信事業者たる法人が合併又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

ロ. 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡をしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

r. 事業の休止及び廃止（第124条）

認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

s. 認定の取消し（第126条）

総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- ・第118条（欠格事由）第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- ・第120条（事業の開始の義務）第1項の規定により指定した期間（同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業を開始しないとき。
- ・前2号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

電波法

a. 無線局の開設（第4条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

b. 欠格事由（第5条第3項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- ・この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・第75条第1項又は第76条第4項（第4号を除く。）若しくは第5項（第5号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・第27条の15第1項（第1号を除く。）又は第2項（第3号及び第4号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・第76条第6項（第3号を除く。）の規定により第27条の18第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

c. 免許の申請（第6条）

無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- ・目的
- ・開設を必要とする理由
- ・通信の相手方及び通信事項
- ・無線設備の設置場所
- ・電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- ・希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）
- ・無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日
- ・運用開始の予定期日

- ・他の無線局の第14条第2項第2号の免許人又は第27条の23第1項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- d．変更等の許可（第17条）

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- e．免許の承継等（第20条）
 - イ．免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
 - ロ．免許人たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。
 - ハ．免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡をしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。
- f．無線局の廃止（第22条）

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- g．免許状の返納（第24条）

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1か月以内にその免許状を返納しなければならない。
- h．登録の取消し等（第24条の10）

総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

 - ・第24条の2第5項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ・第24条の5第1項又は第24条の6第2項の規定に違反したとき。
 - ・第24条の7第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
 - ・第10条第1項、第18条第1項若しくは第73条第1項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽って通知したこと又は同条第3項に規定する証明書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - ・その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行ったとき。
 - ・不正な手段により第24条の2第1項の登録又はその更新を受けたとき。
- i．目的外使用の禁止等（第52条）

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- j．目的外使用の禁止等（第53条）

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。
- k．目的外使用の禁止等（第54条）

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。

 - ・免許状等に記載されたものの範囲内であること。
 - ・通信を行うため必要最小のものであること。
- l．目的外使用の禁止等（第55条）

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。
- m．混信等の防止（第56条）

無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。
- n．秘密の保護（第59条）

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第3項の通信であるものを除く。第109条並びに第109条の2第2項及び第3項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- o．検査（第73条）

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。
- p．無線局の免許の取消等（第76条）
 - イ．総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

- ロ．総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて、包括免許又は第27条の29第1項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。
- ハ．総務大臣は、前2項の規定によるほか、登録人が第三章（無線設備）に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、3か月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止することができる。
- ニ．総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- ・正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
 - ・不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ・第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - ・免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- ホ．総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
- ・第27条の5第1項第4号の期限（第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
 - ・正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
 - ・不正な手段により包括免許若しくは第27条の8第1項の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ・第1項の規定による命令若しくは制限又は第2項の規定による禁止に従わないとき。
 - ・包括免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- ヘ．総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- ・不正な手段により第27条の18第1項の登録又は第27条の23第1項若しくは第27条の30第1項の変更登録を受けたとき。
 - ・第1項の規定による命令若しくは制限、第2項の規定による禁止又は第3項の規定による命令、制限若しくは禁止に従わないとき。
 - ・登録人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- ト．総務大臣は、第4項（第4号を除く。）及び第5項（第5号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項（第3号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であった者が受けている他の無線局の免許等又は第27条の13第1項の開設計画の認定を取り消すことができる。

非対称規制の整備

2001年6月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、2001年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) KDDI株式会社 (注)1	東京都新宿区	141,851	パーソナル事業 ライフデザイン事業 ビジネス事業 グローバル事業	被所有 51.5	通信設備の購入及び賃借、保守。 携帯電話端末の仕入。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。 資金貸付あり。
(連結子会社) 沖縄通信ネットワーク株式会社 (注)2	沖縄県那覇市	1,184	電気通信事業	54.2	通信設備の賃借、保守。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。 資金貸付あり。
UQモバイル沖縄株式会社	沖縄県那覇市	10	電気通信事業	100.0	通信設備の賃貸。 携帯電話端末の販売。 資金貸付あり。
沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社	沖縄県那覇市	10	農産物生産、販売事業 観光事業	100.0	業務委託。 資金貸付あり。

(注)1. 有価証券報告書を提出しております。
 2. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
電気通信事業	374(87)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者を除いております。)であり、臨時雇用人員は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループの事業セグメントは電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
236(41)	40.6	11.8	7,000,680

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(社外から当社への出向者43名を含み、当社から社外への出向者16名を除いております。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、事業環境の急速な変化と高度化・多様化するお客様のニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、モバイル事業における付加価値の向上に努め、高品質なサービスを低廉な料金で提供し社会の発展に貢献するとともに、お客さまに満足していただける企業、親しみと尊敬に価する企業を目指してまいります。

また、キャッシュ・フローを重視した高収益企業体質を構築することにより、株主および投資家の皆さまにとって魅力ある企業となるよう努めていくことを会社経営の基本方針としております。

(2) 経営戦略等及び対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、新規通信事業者の参入や電気通信事業法の改正等により、競争が激化しております。また、通信各社が5Gサービスをスタートさせたことで、あらゆる機器が通信とつながるなど新たな時代に向けての変化が始まっています。

そのような環境のもと当社グループは、沖縄県において約5割のシェアを持つモバイル事業、約3割のシェアを持つFTTH事業を基盤とし、地元企業の沖縄電力株式会社と協働しご提供しているauでんきなどの非通信事業を組み合わせた総合力でお客さまのニーズに応えてまいります。

また、2020年度より運用開始の海底ケーブルや2021年度に竣工予定のオフィスビル・データセンターといった新たな成長分野にも積極的に取り組み、収益拡大に取り組んでまいります。

今後も他社との競争は勿論のこと、新型コロナウイルス感染症のような経営環境の変化にも迅速に対応し、経営目標としている「3増（増収・増益・連続増配）と配当性向40%超」を目指すとともに、「地元に全力！」のキャッチフレーズのもと、地域に密着した事業活動を展開し、地域社会の更なる発展に貢献してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続的な成長を実現するために、主な経営指標として営業収益、営業利益、当期純利益、フリー・キャッシュ・フローを掲げており、これらの指標の変化に加え、利用者の動向を示す指標として各サービスの純増数、au通信ARPA等を重視しております。

(4) 経営環境

情報通信市場は、新規通信事業者の参入や電気通信事業法の改正等により、競争が激化しております。

また、通信各社が5Gサービスをスタートさせたことで、あらゆる機器が通信とつながるなど新たな時代に向けての変化が始まっています。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

また、現時点では必ずしもリスクとして認識されない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスクによる問題発生の可能性を認識した上で、その発生回避及び発生した場合の適時適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限られるものではありませんのでご留意ください。

(1) 他の事業者や他の技術との競争、市場や事業環境の急激な変化

当社を取り巻く環境は、新規通信事業者の参入や電気通信事業法の改正等により、競争が激化しております。また、通信各社が5Gサービスをスタートさせたことで、あらゆる機器が通信とつながるなど新たな時代に向けての変化が始まっております。

そのような環境のもと当社グループは、県内唯一の総合通信事業者として、au携帯電話サービス、UQmobileサービス、auひかりちゅらサービスをお客様のニーズに合わせてご提供することにより顧客基盤の拡大を図ってまいります。また、強みであるお客さま基盤とauショップ等のタッチポイントを生かしau WALLETを核とする「au経済圏」の循環モデルを構築してまいります。

当社グループはお客様に向けたサービス内容の拡充に努めておりますが、他の事業者や他の技術との競争、市場や事業環境の急激な変化により、主に以下の事項に不確実性が存在し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・当社グループの期待通りの需要が存在するかどうか
- ・当社グループの期待通りに契約数を維持拡大できるかどうか
- ・新規事業への参入等により期待通りの収入をあげられるかどうか
- ・競争激化に伴う料金値下げによる通信料収入の低下、販売コミッションやお客維持コストの増大
- ・契約者のサービス利用頻度が下がることによる通信料収入の低下
- ・不測の事態が発生した場合であってもネットワーク及びコンテンツの品質等がお客様の満足度を維持できるかどうか
- ・他の事業者と比較して、常により魅力のある端末やコンテンツ等の商品、サービスを提供できるかどうか
- ・物販事業拡大に伴う商品不具合への対応
- ・端末の高機能化等に伴う端末価格の上昇、販売コミッションの増加
- ・迷惑メール、主にスマートフォンのセキュリティ脆弱性がもたらす脅威によるお客様満足度の低下や防止対応コストの増加
- ・新周波数対応による基地局建設やデータトラフィック急増に伴うネットワークコストの増加
- ・当社の必要に応じた周波数を獲得できるかどうか
- ・新たな高速データ無線技術による競争激化
- ・通信方式、端末、ネットワーク、ソフトウェア等における特定技術への依存による影響
- ・無料通話アプリ等の拡大に伴う音声通話料収入の縮小
- ・他の電気通信事業者との接続料金値上げの可能性
- ・異業種との提携、固定通信と移動通信のセット販売、他の格安スマホ事業者との競争の激化、他事業者の事業領域の拡大等の事業環境の変化に伴う競争の激化

(2) 通信の秘密及び個人情報・顧客情報の保護

当社は電気通信事業者として通信の秘密の保護を遵守するとともに、個人情報・顧客情報保護に関して、リスクマネジメント部を設置して内部及び業務委託先等からの情報漏洩防止及び外部ネットワークからの不正侵入の防止に関わる全社的対応策の策定及び実施に取り組んでおります。

また、個人情報・顧客情報を管理している情報システムの利用制限や利用監視の強化を行い、「プライバシーポリシー」を制定するとともに、情報セキュリティ管理者を各部に配置し、個人情報・顧客情報が適切に保護されるよう管理に努め、個人情報・顧客情報保護に関する監督組織として情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報・顧客情報の取り扱いの監督をするとともに、適切な個人情報・顧客情報保護推進のために必要な施策を講じております。特に販売店であるauショップに対しては、店舗業務の改善、監査、並びに教育、啓発活動を徹底することにより、通信の秘密及び個人情報・顧客情報の保護に全力を尽くして取り組んでおります。

このように個人情報・顧客情報については社内管理体制を整備し、社員及び業務委託先等の個人情報・顧客情報に対する意識を高めるよう全社を挙げて取り組んでおりますが、将来において情報の漏洩が発生しないという保証はありません。情報の漏洩が発生した場合、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜、莫大な補償を伴う可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に通信の秘密

及び個人情報・顧客情報保護体制の整備のため、更なるコストの増加につながり、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自然災害・事故等

当社グループは音声通信、データ通信等のサービスを提供するために、国内外の通信ネットワークシステム及び通信機器等に依存しております。当社グループは自然災害・事故等によるサービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止対策に取り組んでおります。具体的には、災害時においても通信サービスを確保できるよう、防災業務実施の方針を定め、災害に備えた対策を図り、関係機関と密接な連絡調整を行っています。災害が発生した場合には、各社組織の各機能を最大限に発揮して24時間365日、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努めております。

しかし、ネットワークシステムや通信機器の障害などによるサービスの停止や大規模な誤請求・誤課金、販売代理店の閉鎖や物流の停止に伴う商品・サービスの提供機会損失等が発生した場合、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜、顧客満足度の低下により財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内においても緊急事態宣言が出されるなど、世界経済の先行きに対する不透明感が増加しております。当社グループは自治体、公共団体の取組みに対し積極的に協力などを行い、事業活動を進めておりますが、auショップの営業時間短縮による新規獲得、在宅でのWi-Fi利用増によるモバイルデータ通信、ライフデザイン事業や企業向けのソリューションサービス等への影響が懸念され、今後の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのサービスの提供が停止する主な事由として以下のものが考えられます。

- ・地震及び津波、台風、洪水等の自然災害やそれに伴う有害物質の飛散等の二次災害
- ・感染症の世界的流行（パンデミック）
- ・戦争、テロ、事故その他不測の事態
- ・電力不足、停電
- ・コンピューターウイルス、サイバーアタック、ハッキング
- ・オペレーションシステムのハード、ソフトの不具合
- ・通信機器等の製品やサービスに係る欠陥

(4) 電気通信等に関する法規制、政策決定等

電気通信や割賦販売等に関する法律、規制の改廃または政策決定等が、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループのブランドイメージや信頼性に悪影響を与える社会的問題を含め、こうした法規制や政策決定等に対して当社グループは適切に対応していると考えておりますが、将来において適切な対応ができなかった場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

先般、電気通信事業法の改正により、通信料金と端末代金の完全分離などについて法制化されました。これらの法令の内容を踏まえ適切に対応していく方針ですが、これにより当社の競争優位性が相対的に損なわれた場合に、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

電気通信等に関する法律、規制の改廃または政策決定や当社グループの競争優位性等の観点で、主に以下の不確実性が存在しています。

- ・事業者間接続料金の算定方式、会計制度の見直し
- ・指定電気通信設備制度、禁止行為規制の見直し
- ・ユニバーサルサービス制度の見直し
- ・MVO、MVNO等による移動通信事業への新規事業者参入
- ・周波数割当て制度の見直し
- ・電波利用料制度の見直し
- ・電波の健康への影響に関する規制
- ・NTT東・西の固定電話網のIP網への移行に関するルール
- ・NTT東・西、NTTグループの事業の在り方に関する規制
- ・消費者保護に関するルールの見直し
- ・有害サイトの増加等によるインターネットに対する規制
- ・電気通信サービスの利用に対する規制
- ・電気通信サービスの料金その他の提供条件に関するルール
- ・インターネットのサービス品質計測及び広告表示に関するルール
- ・電気小売の自由化に関するルール

(5) 公的規制

当社グループは、独占禁止法、特許、消費者、租税、環境、リサイクル関連、労働、金融、電力等の法規制の適用を受けております。当社グループは、これらの法規制に係る情報を早期に収集し、必要な手続・対応をおこなっております。しかし、これらの規制が強化された場合や当社グループ及び業務委託先等において規制を遵守できなかった場合に、当社グループの活動が制限される、あるいはコストの増加等につながる可能性があります。

(6) 訴訟等

当社グループは、法令その他社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行っております。また、保有する商品、技術またはサービスに係る知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産権を侵害しないように努めております。しかし予期せぬ知的財産権を含む各種権利等の侵害を理由とする訴訟が提訴され、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、植物工場での水耕栽培による野菜の生産及び生産物の販売等を行う「植物工場事業」や、当社が運営するポータルサイトを活用した物品の販売などを行う「E C事業」を展開しております。これらの事業においては、安全性の確保を最優先事項として取り組んでおりますが、万一食中毒や安全衛生に関する事故、表示ミスによる商品事故等が発生した場合には、企業イメージの失墜や訴訟などによる損害賠償の支払い等によって、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保・育成

当社グループは、今後事業拡大に伴う適切な人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、業容拡大に対して適切かつ十分な人材の確保及び育成または組織的な対応を迅速に行うことができない場合には、当社グループの業務に支障が生ずる可能性があります。また、将来的に人材投資コストが増加する可能性があります。

当社グループは法令に基づき適正な労務管理、働き方改革の推進に努めておりますが、将来において適切な対応ができなかった場合には、当社グループのブランドイメージや信頼性の失墜により、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 電気通信業界の再編及び当社グループの事業再編

国内外における電気通信業界の再編は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、将来において当社グループの事業再編を行う可能性もありますが、この再編が当社グループに好影響を与えるかどうかの保証はありません。

(9) 減損会計

当社グループは、将来において、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

(10) KDDI株式会社との関係

当社の親会社であるKDDI株式会社（2020年3月31日現在、当社の発行済株式総数の51.5%保有）は、多数株主として取締役の任免権など経営に影響を及ぼし得る立場にあります。

現在、当社はKDDI株式会社と同一のブランド「au」を標榜し、自ら経営責任をもち独立して事業運営を行っておりますが、通信設備等の開発や運用、研究開発や端末の調達など、取引の多くをKDDI株式会社へ高く依存しており、KDDI株式会社の財政状態及び業績が何らかの原因により著しく低下した場合やKDDI株式会社の方針の変更等により当社事業への協力体制が著しく変更された場合、KDDI株式会社のブランドイメージや信頼が何らかの原因により著しく損なわれた場合には、当社グループの財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。また、当社がKDDI株式会社に吸収合併されたり、完全子会社化された場合には、当社株主は当該株主としての地位の変更を余儀なくされる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費が弱い動きとなっていることに加え、企業収益は製造業を中心に弱含んでおり、足元で厳しい状況となっております。

当社業務区域である沖縄県の経済も、感染症の影響を受け、個人消費や観光産業など広範囲にわたり影響が出ております。

情報通信市場は、新規通信事業者の参入や電気通信事業法の改正等により、競争が激化しております。

また、通信各社が5Gサービスをスタートさせたことで、あらゆる機器が通信とつながるなど新たな時代に向けての変化が始まっています。

このような情勢のもと、当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）における当社のグループ会社を含めた経営成績は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	増減	増減率 （％）
営業収益	67,013	68,051	1,037	1.5
営業費用	54,064	54,084	20	0.0
営業利益	12,949	13,966	1,017	7.9
経常利益	13,113	14,074	961	7.3
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,326	9,874	547	5.9

当期における営業収益については、端末販売収入は減少したものの、モバイルサービス及びFTTHサービスの顧客基盤が拡大したことから、通信料収入が増加し、前期比1,037百万円増加（1.5%増）の68,051百万円となりました。

営業費用については、販売関連コストが増加したものの、端末販売原価が減少したことなどにより、前期比20百万円増加の54,084百万円と前期並みの水準となりました。

これらの結果、営業利益は前期比1,017百万円増加（7.9%増）の13,966百万円、経常利益は前期比961百万円増加（7.3%増）の14,074百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比547百万円増加（5.9%増）の9,874百万円となりました。

なお、設備投資の状況については、海底ケーブルや高速データ通信サービスに係る設備及びモバイルサービスにおけるデータトラフィックの増加に伴う通信設備の増設、FTTHサービスに係る設備の拡張などを実施したことにより、設備投資額は10,189百万円となりました。

当社グループは単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 なお、当社グループにおけるサービス別の実績は、次のとおりであります。

(モバイルサービス)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減	増減率 (%)
純増数	27,300	17,600	9,700	35.5
総契約数	709,300	726,900	17,600	2.5
携帯電話総販売数	238,100	228,200	9,900	4.2
総合ARPA(円)	6,826	7,045	219	3.2
au通信ARPA(円)	6,444	6,605	161	2.5
付加価値ARPA(円)	382	440	58	15.2

- (注) 1. 純増数、総契約数及び携帯電話総販売数には、データ専用端末、タブレット、通信モジュールサービスの契約数も含まれております。
2. 純増数、総契約数及び携帯電話総販売数は百契約未満を四捨五入しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。
3. ARPA(Average Revenue Per Account) : 契約者1人あたりの売上高。MVNO及びプリペイドは除く。
 au通信ARPA : モバイル通信料収入 ÷ au契約者数
 付加価値ARPA : 付加価値ARPA収入(「決済手数料収入 + 自社サービス他収入など」) ÷ au契約者数

当期におけるモバイルサービスの状況につきましては、UQモバイルの契約が好調なことやauのラインナップとサービスの充実、ネットワーク品質の向上など、お客さま重視のサービスに取り組んだ結果、前期と比較して総契約数が17,600契約増加(2.5%増)の726,900契約となりました。

ARPAについては、総合ARPAは前期比219円増加(3.2%増)の7,045円となりました。このうち、au通信ARPAについては、前期比161円増加(2.5%増)の6,605円となりました。付加価値ARPAについては、「auスマートパスプレミアム」の契約数の増加を主因として、前期比58円増加(15.2%増)の440円となりました。

(FTTHサービス)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減	増減率 (%)
純増回線数	8,800	7,500	1,300	14.8
累計回線数	95,300	102,800	7,500	7.9
ARPU(円)	5,015	5,067	52	1.0

- (注) 1. 純増回線数と累計回線数は、auひかりちゅら、auひかりちゅらビジネス及びひかりゆいまるの合計を記載しております。
2. 純増回線数及び累計回線数は百回線未満を四捨五入して表示しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。
3. ARPUについては、auひかりちゅらのARPUを記載しております。
4. ARPU(Average Revenue Per Unit) : 1契約あたりの月間平均収入。

当期におけるFTTHサービスの状況につきましては、純増回線数は前期比1,300回線減少するも、累計回線数は前期比7,500回線増加(7.9%増)の102,800回線となりました。

(ライフデザインサービス)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減	増減率 (%)
契約件数	-	18,500	18,500	-

- (注) 1. 契約件数は、au でんきの契約数を記載しております。
 2. 契約件数は、百契約未満を四捨五入して表示しております。

2019年11月19日から沖縄電力株式会社の供給エリア(一部離島を除く)において、同社の電気事業と当社の通信サービス等を組み合わせた「au でんき」を提供開始しました。

財政状態の状況

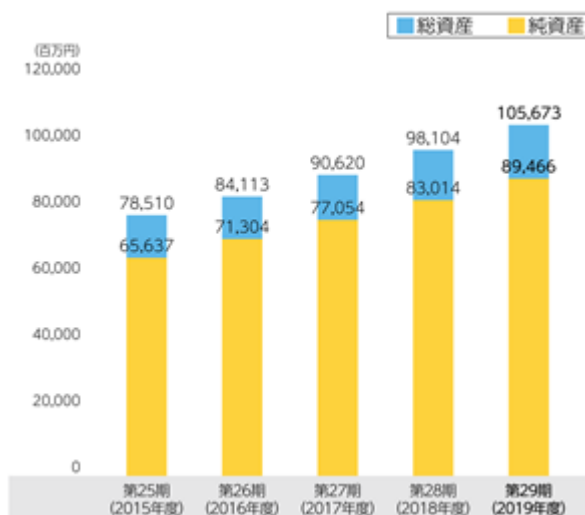
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	増減	増減率 (%)
資産(百万円)	98,104	105,673	7,568	7.7
負債(百万円)	15,090	16,206	1,116	7.4
有利子負債(百万円)	302	420	117	38.9
純資産(百万円)	83,014	89,466	6,452	7.8
自己資本比率(%)	81.9	81.9	0.0ポイント	-

当連結会計年度末の資産の合計は、前連結会計年度末と比較して7,568百万円増加(7.7%増)の105,673百万円となりました。

当連結会計年度末の負債の合計は、前連結会計年度末と比較して1,116百万円増加(7.4%増)の16,206百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産の合計は、前連結会計年度末と比較して6,452百万円増加(7.8%増)の89,466百万円となりました。

総資産・純資産



キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,262	14,872	2,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,654	11,815	4,160
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,720	3,904	184
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	887	847	1,735
現金及び現金同等物の期首残高	3,332	4,220	887
現金及び現金同等物の期末残高	4,220	3,372	847
フリー・キャッシュ・フロー	4,607	3,056	1,551

(注)フリー・キャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計であります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は3,372百万円となりました。

なお、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フローは3,056百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローについては、固定資産撤去引当金の増加額の減少や法人税等の支払額が増加したものの、税金等調整前当期純利益の増加や売上債権の増加額の減少などにより、前連結会計年度と比較して2,609百万円収入が増加し、14,872百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、関係会社短期貸付金の回収による収入が増加したものの、有形固定資産の取得による支出が増加したことなどにより、前連結会計年度と比較して4,160百万円支出が増加し、11,815百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払いが増加したことなどにより、前連結会計年度と比較して184百万円支出が増加し、3,904百万円の支出となりました。

仕入及び営業の実績

a. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績は、次のとおりであります。

品種別	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比 (%)
携帯電話端末機器及び付属品(百万円)	11,609	87.5

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 営業実績

当連結会計年度の営業実績は、次のとおりであります。

事業部門	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比 (%)
電気通信事業(百万円)	48,167	103.9
附帯事業(百万円)	19,883	96.3
合計(百万円)	68,051	101.5

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、本稿に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感などの将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、不確実性を内在、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大によりわが国の企業業績や金融市場に影響が生じております。

当社業績や事業活動へは現時点では過大な影響はございませんが、経済環境、競争状態などの不確実な要因の影響を受け、業績に変動を与える事象が生じた場合には、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えています。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、特に当社の連結財務諸表の作成において使用される以下の重要な会計方針が、当社グループの重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

a. 固定資産の耐用年数及び償却方法

固定資産の耐用年数については適正に見積もっております。当連結会計年度末時点では新たに耐用年数及び償却方法の変更が必要な重要な資産はありません。なお、今後、市場、環境及び技術上の変化が急速に進展した場合、あるいは新たな法律や規制が制定された場合には、適正な見積りを実施した上で耐用年数及び償却方法を変更する可能性があります。

b. 固定資産の減損

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグループ化を行っております。

現時点では、当社グループに重要な含み損を抱える資産等はありませんが、今後、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

c. 退職給付費用及び退職給付債務

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、死亡率、退職率、予想昇給率などがあります。割引率は複数の社債利回りを基礎に算出しており、死亡率、退職率、予想昇給率は統計数値に基づいて算出しております。

実際の結果が前提条件と異なる場合、または変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される退職給付費用、退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に影響を及ぼします。

d. 引当金等

引当金については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基礎となる重要な事項、4 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準」に記載しております。

当期の連結財務諸表の作成にあたって、2020年度上期に新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において重要な影響を与える

ものではないと判断しております。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

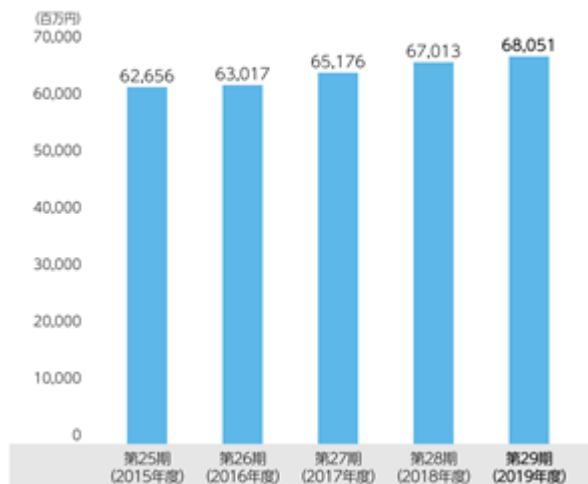
当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

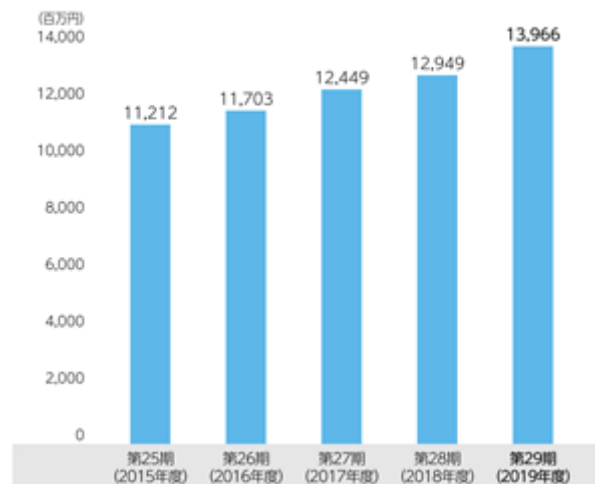
当連結会計年度における営業収益は68,051百万円となり、前期比1,037百万円の増収（1.5%増）、営業利益は13,966百万円となり、前期比1,017百万円の増益（7.9%増）、経常利益は14,074百万円となり、前期比961百万円の増益（7.3%増）、親会社株式に帰属する当期純利益は、9,874百万円となり、前期比547百万円（5.9%増）と増収増益となり、過去最高益を更新することができました。

（連結業績推移）

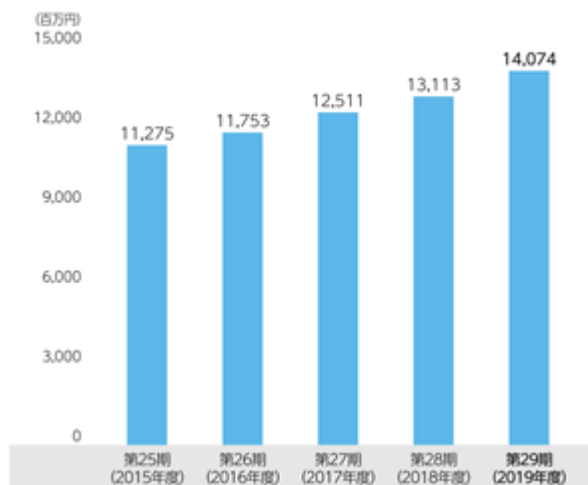
営業収益



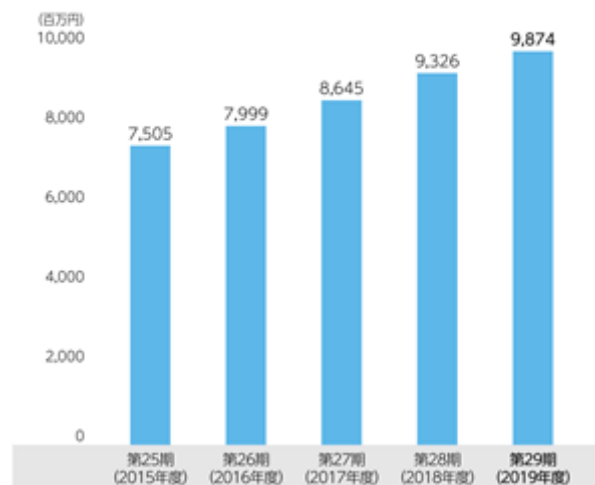
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(営業収益)

当連結会計年度における営業収益は68,051百万円となり、前期比1,037百万円の増収(1.5%増)となりました。その主な要因は以下のとおりです。

増収要因

・総契約数の増加

当連結会計年度末のモバイルサービスの総契約数は726,900契約となり、前期末比17,600の契約増加(2.5%増)となりました。

・総合ARPA(契約者1人あたりの売上高)の増加

総合ARPAは前期比219円増加(3.2%増)の7,045円となりました。このうち、au通信ARPAについては、前期比161円増加(2.5%増)の6,605円となりました。付加価値ARPAについては、「auスマートパスプレミアム」の契約数の増加を主因として前期比58円増加(15.2%増)の440円となりました。

・FTTH回線数の増加

「auひかりちゅら」「ひかりゆいまーる」の拡販に取り組んだ結果、当連結会計年度末のFTTH累計回線数は102,800回線となり、前期末比7,500回線の増加(7.9%増)となりました。

・auでんきサービスの開始

2019年11月からサービスを開始したauでんき契約が好調に推移し、当連結会計年度末には18,500契約となりました。

(営業費用)

当連結会計年度における営業費用は、販売関連コストが増加したものの、端末販売原価が減少したことなどにより、前期比20百万円増加の54,084百万円と前期並みの水準となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は13,966百万円となり、前期比1,017百万円の増益(7.9%増)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は9,874百万円となり、前期比547百万円の増益(5.9%増)となりました。

b. 財政状態の分析

(資産)

資産については、海底ケーブルの竣工に伴う有形固定資産の増加や売掛金が増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して7,568百万円増加(7.7%増)の105,673百万円となりました。

(負債)

負債については、買掛金や預り金が増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して1,116百万円増加(7.4%増)の16,206百万円となりました。

(純資産)

純資産については、配当金の支払いがあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上によって利益剰余金が増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して6,452百万円増加(7.8%増)の89,466百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は81.9%(前連結会計年度末は81.9%)となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

d. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、携帯端末機器及び付属品の購入費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであり、設備資金等の所要資金は自己資金で賄っております。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、資金調達に関し、低コストかつ安定的な資金の確保を基本に、財務状況や金融環境に応じ、最適と思われる調達手段を選択しております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は420百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,372百万円となりました。これらのいわゆる手元流動性残高につきましては、当社の財政状態及び金融環境に応じ変動しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、海底ケーブルや高速データ通信サービスに係る設備及びモバイルサービスにおけるデータトラフィックの増加に伴う通信設備の増設、FTTHサービスに係る設備の拡張などを実施いたしました。その結果、当連結会計年度の設備投資額は無形固定資産及び長期前払費用を含め10,189百万円となりました。

なお、当社グループは、電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)										従業員数 (人)	
			機械 設備	空中線 設備	市外線 路設備	土木 設備	海底線 設備	建物 及び 構築物	機械及 び装置	車両	工具器 具及び 備品	土地 (面積㎡)		合計
本社他 (沖縄県那覇 市他)	電気通 信事業 等	電気通 信設備 等	9,579	4,877	120	557	2,432	7,757	31	19	344	2,137 (34,044㎡)	27,856	236

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)									従業員数 (人)
			機械 設備	端末 設備	市内線 路設備	土木 設備	建物	機械及び 装置	工具器具 及び備品	リース 資産	合計	
沖縄通信ネットワーク 株式会社 (沖縄県那覇市)	電気通 信事 業	電気通 信設 備等	1,835	397	4,961	178	144	15	86	360	7,979	127

(注) 帳簿価額には、建設仮勘定は含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完了予定年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
当社 沖縄通信ネットワーク 株式会社	移動通信の基地局設備及び交換局設備、FTTHサービスに係る光インフラ設備等の新設及び増設、データセンターオフィスビル建設	5,900	-	自己資金	2020年度中

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、電気通信事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,342,000	27,342,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	27,342,000	27,342,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年10月1日 (注)	27,068,580	27,342,000	-	1,414	-	1,614

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	14	14	119	139	6	8,369	8,661	-
所有株式数 (単元)	-	29,678	1,862	167,884	53,223	17	20,597	273,261	15,900
所有株式数の 割合(%)	-	10.86	0.68	61.44	19.47	0.01	7.54	100	-

(注) 1. 自己株式374株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に74株含まれております。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が19単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	14,086,000	51.57
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	953,200	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	933,200	3.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	695,375	2.55
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行決済事業部)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	525,000	1.92
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタ ディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	488,000	1.79
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	472,000	1.73
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	472,000	1.73
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	472,000	1.73
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地2丁目3番1号	472,000	1.73
計	-	19,568,775	71.65

(注)1. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	916,300 株
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	372,900 株

2. 2019年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、フィデリティ投信株式会社が2019年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	株式 1,653,500	6.05

3. 2020年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社他共同保有者3名が、2020年2月28日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内 1 - 8 - 3	株式 1,536,200	5.62
シュローダー・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド	香港 クイーンズウェイ 88、ツー・パシフィック・プレイス 33階	株式 129,400	0.47
シュローダー・インベストメント・マネジメントリミテッド	英国 EC2Y5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1	株式 92,900	0.34
シュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2Y5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1	株式 80,200	0.29

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,325,800	273,258	-
単元未満株式	普通株式 15,900	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	27,342,000	-	-
総株主の議決権	-	273,258	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,900株(議決権の数19個)含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を含めて表示しております。
- なお、当該株式の議決権は不行使となっております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
沖縄セルラー電話 株式会社	沖縄県那覇市松山 一丁目2番1号	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役に対する業績連動型株式付与制度の概要

当社は、2018年4月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下同じ。）へのインセンティブプランとして、当社取締役を対象とする役員報酬BIP信託（以下「BIP信託」といいます。）を導入することを決議し、2018年6月14日開催の第27期定時株主総会において導入を決議しております。

1. BIP信託の概要

BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位および業績目標達成度等に応じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する役員向けの株式報酬制度です。

2. 信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 取締役に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 取締役のうち受益者要件を満たす者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2018年8月1日
- ・ 信託の期間 2018年8月1日～2021年9月末日
- ・ 制度開始日 2018年9月1日
- ・ 議決権行使 行使しないものとします。
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 信託金の金額 500万円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ・ 株式の取得方法 株式市場から取得
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

3. 取締役に取得させる予定の株式の総数

上限22,500株

4. 本株式報酬制度による受益権及びその他の権利を受けることができる者の範囲

取締役のうち受益者要件を充足する者

従業員に対する業績連動型株式付与制度の概要

当社は、2018年4月25日開催の取締役会において、当社の管理職以上の従業員（以下「従業員」といいます。）へのインセンティブプランとして、当社従業員を対象とする株式付与ESOP信託（以下「ESOP信託」といいます。）を導入することを決議しております。

1. ESOP信託の概要

ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした信託型インセンティブプランです。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することによりESOP信託を設定します。

ESOP信託は予め定める株式交付規程に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場から取得します。その後、ESOP信託は、株式交付規程に従い、毎事業年度の役位および業績目標の達成度等に応じた当社株式等を、従業員の退職時に交付等を行うものです。

2. 信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 従業員のうち受益者要件を満たす者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2018年8月1日
- ・ 信託の期間 2018年8月1日～2021年9月末日
- ・ 制度開始日 2018年9月1日
- ・ 議決権行使 行使しないものとします。
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 取得株式の総額 100百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ・ 株式の取得方法 株式市場から取得
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

3. 従業員に取得させる予定の株式の総数

20,700株

4. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員のうち受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年4月24日)での決議状況 (取得期間 2020年5月18日~2021年4月23日)	600,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	48	190,080

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	374	-	422	-

(注) 1. 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

2. 上記には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する株式は、含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、普通配当1株当たり77円00銭の配当とし、すでに1株当たり68円00銭の中間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり145円00銭となりました。この結果、当事業年度の配当性向(連結)は40.1%となりました。

内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月25日 取締役会決議	1,859	68.0
2020年6月11日 定時株主総会決議	2,105	77.0

(注) 1. 2019年10月25日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2020年6月11日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレートガバナンスの強化は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための重要な課題であると考えており、金融商品取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に賛同し、経営の効率化と透明性および公平性を担保し、迅速・果断な意思決定を行う仕組みの充実に努めてまいります。

また、当社は、社是・企業理念に加えて、役員・従業員が共有すべき考え方・価値観・行動規範として「沖縄セルラー・コアバリュー」及び「沖縄セルラーフィロソフィ」を制定し、会社全体での浸透活動を推進しています。

「コーポレートガバナンス・コード」の遵守と「沖縄セルラー・コアバリュー」・「沖縄セルラーフィロソフィ」の実践を、会社経営上の両輪として積極的に取り組むことにより、会社全体でコーポレートガバナンスの強化を進め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現して参ります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を設置しております。また、取締役及び監査役の選解任等及び取締役の報酬等に関する手続きの透明性・客観性を確保し、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置しております。

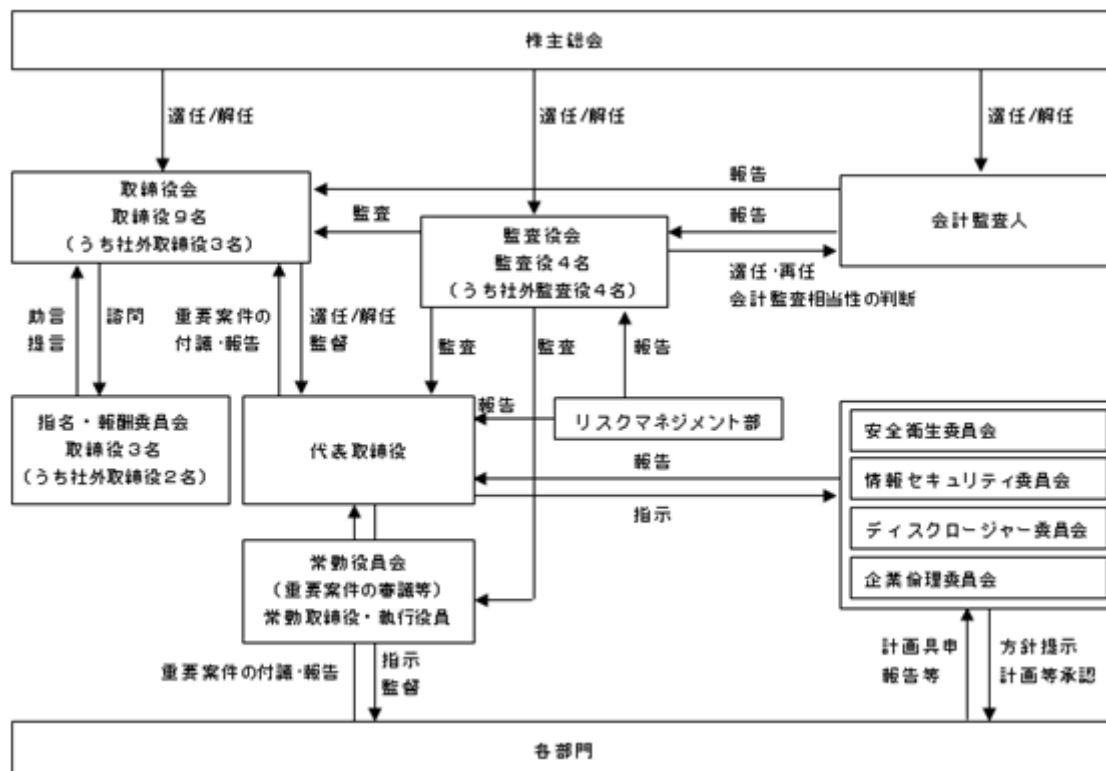
取締役会は、代表取締役社長 湯浅英雄が議長を務めております。その他メンバーは代表取締役副社長 菅隆志、常務取締役 山森誠司、取締役 渡具知武之、社外取締役 小禄邦男、社外取締役 阿波連光、社外取締役 大城肇、取締役 田中孝司、取締役 東海林崇の取締役9名（うち社外取締役3名）（2020年6月11日現在）で構成し、法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。

監査役会は、常勤社外監査役 三井智、社外監査役 安里昌利、社外監査役 嘉手苅義男、社外監査役 金城棟啓の社外監査役4名（2020年6月11日現在）で構成しており、監査役は取締役会に出席するほか、社内主要会議に出席し、取締役等の職務を監査いたします。

指名・報酬委員会は、社外取締役 小禄邦男が委員長を務めております。その他の委員は、社外取締役 阿波連光、代表取締役社長 湯浅英雄の取締役3名（うち社外取締役2名）で構成し、取締役会の諮問に応じて、取締役及び監査役の候補者選任に関する事項、取締役及び監査役の解任に関する事項、役付取締役及び代表取締役の選定に関する事項、取締役の報酬等に関する事項を審議し、取締役会へ答申いたします。

これらのほか、常勤取締役及び執行役員で構成する常勤役員会において、業務執行に係る重要事項について審議、決定いたします。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会が適切な監督機能を発揮できるよう、社外取締役を中心とした取締役会運営を採用しております。

また、適正かつ効率的な業務執行が可能となるよう、事業運営上重要な事項について常勤役員会による迅速な意思決定を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について社外役員を中心に多面的なチェックが行われることを期待しております。

企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

取締役会が決議する内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他、会社の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化並びに企業クオリティの向上を図ります。

・リスク管理体制の整備の状況

取締役等で構成される各種会議体及びリスク情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスクマネジメント部門を中核に、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規定に基づき、リスクを適切に管理し、経営目標の適切かつ効率的な達成に取り組んでおります。

また、電気通信事業者として、通信の秘密を保護することが企業経営の根幹であり、これを遵守します。

お客様情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議等において、その施策を策定し役職員が連携して情報セキュリティの確保を図っております。

重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施します。非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたります。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「グループ会社管理規程」に基づき、子会社からの適宜・適時な報告を行う体制を整備し、子会社との連携を図るとともに、子会社でのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組めます。また、当社グループの企業倫理に係る会議体を通じて、子会社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組むとともに、子会社の全職員が「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る体制を確保してまいります。

・責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

・コンプライアンス

全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図ります。反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組めます。企業倫理に係る会議体において、重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組めます。また、社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図ります。さらに社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めます。

・取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する旨、また、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる旨定款に定めております。これは、中間配当金を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況 】

役員一覧

男性 13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)	湯浅 英雄	1955年 8 月 3 日生	2009年 6 月 当社取締役 2010年 6 月 KDDI株式会社取締役執行役員常務 2011年 4 月 中部テレコミュニケーション株式会社 代表取締役社長 2015年 6 月 当社代表取締役副社長 2016年 6 月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 2016年 6 月 沖縄通信ネットワーク株式会社取締役 (現在に至る) 2017年 6 月 沖縄電力株式会社社外取締役 (現在に至る) 2019年11月 那覇商工会議所副会頭 (現在に至る)	(注) 3	4,500
取締役副社長 営業本部長 (代表取締役)	菅 隆志	1958年 1 月22日生	1991年 1 月 日本移动通信株式会社 (現KDDI株式会社) 入社 2016年 4 月 KDDI株式会社執行役員コンシューマ営業本部長 兼コンシューママーケティング本部長 2018年 4 月 UQコミュニケーションズ株式会社執行役員副社長 2018年 6 月 同社代表取締役執行役員副社長 2019年 6 月 同社代表取締役社長 2020年 4 月 当社特別顧問 2020年 6 月 当社代表取締役副社長営業本部長 兼プロジェクト推進室長 (現在に至る)	(注) 3	-
常務取締役 技術本部長	山森 誠司	1962年 2 月 1 日生	2009年 4 月 KDDI株式会社理事設備運用本部長 2012年 4 月 同社理事建設本部長 2014年 4 月 同社理事技術企画副本部長 2017年 4 月 当社執行役員常務技術本部長 2017年 6 月 当社常務取締役技術本部長 2017年10月 当社常務取締役技術本部長兼事業活性化推進室長 (現在に至る) 2018年 6 月 沖縄通信ネットワーク株式会社取締役 (現在に至る)	(注) 3	-
取締役 経営管理本部長	渡具知 武之	1964年 8 月23日生	1991年 7 月 当社入社 2015年 7 月 当社執行役員人事部長 2016年 4 月 沖縄通信ネットワーク株式会社執行役員常務 2016年 6 月 同社常務取締役 2017年 4 月 同社常務取締役総務部長 2018年10月 当社執行役員総務部長 2020年 6 月 当社取締役経営管理本部長兼総務部長 (現在に至る)	(注) 3	2,500
取締役	小禄 邦男	1935年 9 月20日生	1982年 5 月 琉球放送株式会社代表取締役社長 1991年 6 月 当社取締役 (現在に至る) 1997年 6 月 琉球放送株式会社代表取締役会長 1999年 6 月 沖縄電力株式会社社外取締役 2011年 6 月 琉球放送株式会社代表取締役最高顧問 2017年 6 月 同社取締役最高顧問 (現在に至る)	(注) 3	-
取締役	阿波連 光	1964年 8 月26日生	1994年 4 月 沖縄弁護士会弁護士登録 2000年 3 月 ひかり法律事務所所長 (現弁護士法人ひかり法律事務所) (現在に至る) 2011年 6 月 沖縄電力株式会社社外監査役 (現在に至る) 2015年 4 月 沖縄弁護士会会長 2015年 4 月 那覇市公平委員会委員長 (現在に至る) 2017年 7 月 沖縄県公安委員会委員 (現在に至る) 2017年12月 沖縄県公安委員会委員長 2019年 6 月 当社取締役 (現在に至る)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	大城 肇	1951年6月23日生	1994年4月 琉球大学法文学部教授 2004年4月 同大学アジア太平洋島嶼研究センター長 2008年6月 国立大学法人琉球大学副学長 2013年4月 同大学長 2019年4月 同大学名誉教授(現在に至る) 2019年4月 同大学特別顧問(現在に至る) 2019年6月 株式会社沖縄銀行社外監査役(現在に至る) 2020年6月 当社取締役(現在に至る)	(注)3	-
取締役	田中 孝司	1957年2月26日生	2007年6月 KDDI株式会社取締役執行役員常務 2010年6月 同社代表取締役執行役員専務 2010年12月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社代表取締役会長(現在に至る) 2018年6月 当社取締役(現在に至る)	(注)3	-
取締役	東海林 崇	1958年9月26日生	2014年4月 KDDI株式会社執行役員常務 2016年6月 同社取締役執行役員常務 2018年6月 同社取締役執行役員専務(現在に至る) 2019年6月 当社取締役(現在に至る) 2019年10月 KDDI株式会社パーソナル事業本部長 兼グローバルコンシューマ事業本部担当 (現在に至る)	(注)3	-
常勤監査役	三井 智	1958年9月5日生	2011年4月 KDDI株式会社ソリューション営業本部 電力・運輸営業部長 2013年2月 KDDIまとめてオフィス東日本株式会社 代表取締役社長 2016年4月 KDDI株式会社社理事九州総支社長 2019年4月 同社常勤顧問 2019年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	(注)4	-
監査役	安里 昌利	1948年3月16日生	1998年7月 株式会社沖縄銀行取締役本店営業部長 2000年6月 同行常務取締役 2002年6月 同行代表取締役頭取 2003年6月 当社監査役(現在に至る) 2011年6月 株式会社沖縄銀行代表取締役会長 2017年6月 同行相談役 2019年6月 那覇空港ビルディング株式会社代表取締役社長 (現在に至る)	(注)4	-
監査役	嘉手苺 義男	1939年8月10日生	1997年6月 オリオンビール株式会社常務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2003年6月 同社代表取締役副社長 2009年6月 同社代表取締役社長 2012年6月 当社監査役(現在に至る) 2017年6月 オリオンビール株式会社代表取締役会長 2019年6月 同社取締役会長(現在に至る)	(注)5	-
監査役	金城 棟啓	1954年8月2日生	2004年6月 株式会社琉球銀行執行役員総合企画部長 2005年6月 同行取締役総合企画部長 2008年6月 同行常務取締役 2012年4月 同行代表取締役頭取 2014年6月 当社監査役(現在に至る) 2017年4月 株式会社琉球銀行代表取締役会長(現在に至る)	(注)4	-
計					7,000

- (注)1. 取締役小禄邦男、阿波連光及び大城肇は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役三井智、監査役安里昌利、嘉手苺義男及び金城棟啓は、社外監査役であります。
 3. 2020年6月11日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 4. 2019年6月13日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 2018年6月14日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 所有株式数については、2020年3月31日現在の株主名簿に基づく記載としております。

社外役員の状況

社外取締役及び社外監査役

a. 社外取締役・社外監査役の員数

当社の社外取締役は3名、社外監査役は4名であります。

b. 社外取締役及び社外監査役と当社との関係

社外取締役小禄邦男は、琉球放送株式会社の取締役最高顧問であります。同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外取締役阿波連光は、弁護士法人ひかり法律事務所の所長であります。当社と同法律事務所の間には、資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役大城肇は、国立大学法人琉球大学特別顧問であります。当社と同国立大学法人との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同国立大学法人の間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役三井智は、KDDI株式会社の出身であります。当社と同社は、電気通信事業の業務運営に関して互いに協力し、必要な諸施策を検討・実施しております。また、当社は同社より携帯電話端末の仕入れ及び通信設備の購入等、取引の多くを同社へ依存しております。

社外監査役安里昌利は、那覇空港ビルディング株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外監査役嘉手苅義男は、オリオンビール株式会社の取締役会長であります。当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2%未満であります。

社外監査役金城棟啓は、株式会社琉球銀行の代表取締役会長であります。当社と同行との商取引は、決済取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同行の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、当社は同行の株式を保有しておりますが、その保有割合は1%未満であります。

c. 企業統治において果たす機能及び役割

当社は社外取締役を中心とした取締役会運営を採用しております。適正かつ効率的な業務執行が可能となるよう、事業運営上重要な事項について常勤役員会による迅速な意思決定を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的なチェック、監督又は監査を行います。

d. 選任するための当社からの独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性基準を有していません。

社外取締役小禄邦男、社外取締役阿波連光、社外取締役大城肇、社外監査役安里昌利、社外監査役嘉手苅義男、社外監査役金城棟啓は、沖縄県経済、沖縄県民一般の利益を代表する立場であり、親会社や当社経営陣のコントロールから一定の独立性を保持しております。一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、独立役員に指定しております。

e. 選任状況の考え方

経営の実効的な目線あるいは他社の取締役としての豊富な経験及び幅広い識見を当社事業活動の監督又は監査に取り入れる観点から選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会を通じて、社外監査役は取締役会並びに監査役会及び監査業務の遂行過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査や会計監査と相互連携を図っております。また、内部統制部門とは、本連携の枠組みの中で、適切な距離を保ちながら、コーポレート・ガバナンス強化並びに企業クオリティ向上を目指した協力関係を構築しております。

常勤の社外監査役は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門とは定期的に監査計画や監査結果についての情報交換、内部統制の整備状況に関する報告の聴取など密に連携して監査の実効性を確保しており、こうして得られた情報は他の社外監査役と共有しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は、社外監査役4名で構成しております。監査役は、定例的に会計監査人から会計監査の年度計画、会計監査の状況及びその結果についての報告を聴取するほか、必要に応じて意見交換を実施いたします。

なお、リスクマネジメント部は内部統制に関する業務を行っており、適宜監査役及び会計監査人へ内部統制の整備・運用状況に関する報告及び意見交換を実施いたします。

当事業年度において当社は監査役会を5回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	三井 智	4回	4回(100%)
監査役	安里 昌利	5回	4回(80%)
監査役	嘉手苅 義男	5回	5回(100%)
監査役	金城 棟啓	5回	5回(100%)

(注) 常勤監査役 三井智の監査役会出席状況は、2019年6月13日就任以降に開催された監査役会を対象としております。

監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

常勤監査役の主な活動状況については、代表取締役及び取締役へのヒアリング、取締役会その他重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、子会社の取締役等および監査役との意見交換、内部監査部門による監査結果の報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行い、その内容は他の監査役にも適時に共有いたしました。

内部監査の状況

当社における内部監査は、7名で構成するリスクマネジメント部が当社の業務全般を対象に実施し、内部統制の適切性及有効性を定期的に検証いたします。内部監査結果は問題点の改善、是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告するほか、監査役へ報告を行います。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC京都監査法人

b. 継続監査期間

12年

c. 業務を執行した公認会計士

会計監査業務を執行した公認会計士

当社継続監査年数

指定社員 業務執行社員 高井 晶治 1年

指定社員 業務執行社員 江口 亮 1年

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 4 名、公認会計士試験合格者 1 名、その他 5 名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人選定にあたっては、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に記載されている、会計監査人の選定基準項目を考慮し選定しております。

また、監査役会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査役会は、監査役会規則に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることといたします。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、下記の評価を踏まえ審議した結果、会計監査人に関して、不再任または解任に相当する事項はなく、かつ会計監査が相当であると認めております。

- ・会計監査人から会計監査に関する報告を聴取すると共に、執行部門から会計監査人の活動実態を確認しております。
- ・会計監査人の独立性、専門性、品質管理、監査報酬の内容、監査役・経営者とのコミュニケーション、グループ監査、不正リスクへの対応等の評価項目について、評価を行っております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	-	34	-
連結子会社	6	-	6	-
計	40	-	40	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a . を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定については、監査計画の妥当性を検証した上で決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実務状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことを考慮し、月額固定報酬並びに業績連動型の役員賞与及び株式報酬で構成しております。

また、当社は取締役の報酬等に関する手続きの透明性・客観性を確保し、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的に、2019年7月に取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。同委員会は、独立社外取締役2名（うち1名が委員長）、代表取締役社長1名の計3名で構成されております。

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、月額報酬のみで構成されております。

月額固定報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額（取締役：月額12百万円以内、監査役：月額5百万円以内）の範囲内において決定しております。各取締役の月額固定報酬は、それぞれの職位に応じて、経営環境等を勘案して決定しております。また、各監査役の月額固定報酬は、監査役の協議によって決定しております。

取締役の固定報酬の限度額は2005年6月22日開催の第14期定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいております。（定款で定める取締役の員数は20名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は9名。）

監査役の報酬限度額は1997年6月25日開催の第6期定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。なお、各監査役の報酬は監査役の協議によって決定しております。（定款で定める監査役の員数は5名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は4名。）

取締役の賞与については、定時株主総会の決議により、支給総額について承認いただいた上で、各取締役の賞与額は、業績等への貢献度を考慮して取締役会において決定しております。

なお、支給総額については、指名・報酬委員会において審議し取締役会へ答申しております。

取締役の賞与の額は、2020年6月11日開催の第29期定時株主総会において総額24百万円と決議いただいております。

各取締役の報酬等の額は、上記の決議内容の範囲内で、取締役会の一任を得た代表取締役社長 湯淺英雄が決定しております。

取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）については、定時株主総会の決議により定められた業績連動型株式報酬制度に従い、各取締役の役位及び各事業年度における当社の業績目標の達成度等により付与されるポイントの累積値に応じて、取締役の退任時に1ポイントを1株として交付します。なお、各事業年度毎に付与されるポイントは、以下の算定式により算出されます。

（ポイント算定式）

ポイント = (役位別に定める株式報酬額 ÷ 当社株式の取得額) × 業績連動係数 ()

()業績連動係数は、営業収益、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等に応じて変動しております。

取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）は2018年6月14日開催の第27期定時株主総会において導入の決議をいただいております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の決定過程における取締役会及び指名・報酬委員会の活動は、下記のとおりとなっております。

（取締役会）

- ・2019年6月13日：取締役報酬月額決定の件
- ・2020年6月11日：役員賞与額決定の件

（指名・報酬委員会）

- ・2020年4月13日：役員賞与について

また、業績連動報酬に係る指標は、営業収益、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等であり、当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標として掲げているためであります。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は、下記のとおりであります。

指 標	目標（百万円）	実績（百万円）
営業収益	65,684	68,051
営業利益	13,000	13,966
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,000	9,874

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	123	85	24	13	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	43	43	-	-	8

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受ける目的で保有する株式を純投資目的である投資株式と定め、それ以外の保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
 当社は、沖縄懇話会に参画された県内企業の皆さまからの出資により創業した経緯があり、「事業を通して、沖縄経済の発展に貢献すること」を経営理念の一つとしています。

当社の経営理念を実現し、また当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、重要な取引先である県内企業との連携が必要不可欠だと考えております。

上記理由により現在保有する各銘柄について、限定的に保有することを取締役会にて決議いたしました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	197
非上場株式以外の株式	2	143

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社沖縄銀行	34,680	34,680	同行と良好な関係を維持する 目的で政策的に保有しており ます。	有
	109	119		
株式会社琉球銀行	32,000	32,000	同行と良好な関係を維持する 目的で政策的に保有しており ます。	無
	33	36		

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、当社の経営理念を実現し持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、重要な取引先である県内企業との連携が不可欠であると考え、現在保有する政策保有株式を限定的に保有することを取締役会にて決議いたしました。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」(昭和60年郵政省令第26号)により作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」(昭和60年郵政省令第26号)により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修への参加等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	37,967	40,988
減価償却累計額	27,437	29,574
機械設備(純額)	10,529	11,414
空中線設備	12,020	12,567
減価償却累計額	6,931	7,690
空中線設備(純額)	5,089	4,877
端末設備	1,155	1,165
減価償却累計額	714	767
端末設備(純額)	440	397
市内線路設備	13,725	14,182
減価償却累計額	8,331	9,221
市内線路設備(純額)	5,394	4,961
市外線路設備	40	139
減価償却累計額	16	18
市外線路設備(純額)	24	120
土木設備	252	807
減価償却累計額	62	71
土木設備(純額)	190	736
海底線設備	349	2,781
減価償却累計額	349	349
海底線設備(純額)	-	2,432
建物	10,890	11,754
減価償却累計額	3,724	4,151
建物(純額)	7,165	7,603
構築物	1,173	1,240
減価償却累計額	908	947
構築物(純額)	264	293
機械及び装置	164	164
減価償却累計額	106	117
機械及び装置(純額)	58	47
車両	173	186
減価償却累計額	162	167
車両(純額)	11	19
工具、器具及び備品	1,581	1,634
減価償却累計額	1,109	1,206
工具、器具及び備品(純額)	471	427
土地	2,126	2,137
建設仮勘定	1,759	2,278
有形固定資産合計	33,527	37,745

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
無形固定資産		
施設利用権	56	48
ソフトウェア	441	351
借地権	2	2
その他の無形固定資産	9	9
無形固定資産合計	510	412
電気通信事業固定資産合計	34,037	38,157
附帯事業固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1,559	2,028
減価償却累計額	248	225
有形固定資産(純額)	1,310	1,803
有形固定資産合計	1,310	1,803
無形固定資産		
無形固定資産合計	25	19
附帯事業固定資産合計	1,336	1,822
投資その他の資産		
投資有価証券	374	360
社内長期貸付金	34	36
長期前払費用	2,505	2,540
繰延税金資産	1,214	1,374
敷金及び保証金	42	216
その他の投資及びその他の資産	35	40
貸倒引当金	26	29
投資その他の資産合計	4,180	4,538
固定資産合計	39,555	44,519
流動資産		
現金及び預金	4,220	3,372
売掛金	25,574	28,978
未収入金	1,357	1,545
貯蔵品	1,227	1,108
前払費用	210	328
関係会社短期貸付金	26,012	25,812
その他の流動資産	12	11
貸倒引当金	66	3
流動資産合計	58,549	61,153
資産合計	98,104	105,673

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
固定負債		
長期借入金	26	-
リース債務	134	288
ポイント引当金	946	994
株式給付引当金	23	58
固定資産撤去引当金	630	736
退職給付に係る負債	217	284
資産除去債務	207	210
その他の固定負債	8	9
固定負債合計	2,193	2,582
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	71	26
買掛金	1,384	1,691
リース債務	70	105
未払金	7,347	7,112
未払費用	136	156
未払法人税等	2,152	2,187
前受金	132	82
預り金	1,274	1,606
前受収益	-	7
賞与引当金	298	330
役員賞与引当金	21	25
契約損失引当金	-	285
その他の流動負債	6	6
流動負債合計	12,896	13,624
負債合計	15,090	16,206
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,414	1,414
資本剰余金	1,618	1,618
利益剰余金	77,554	83,710
自己株式	131	130
株主資本合計	80,455	86,612
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	37	28
退職給付に係る調整累計額	138	133
その他の包括利益累計額合計	100	104
非支配株主持分	2,659	2,958
純資産合計	83,014	89,466
負債・純資産合計	98,104	105,673

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	46,357	48,167
営業費用		
営業費	12,986	12,741
施設保全費	5,223	5,034
管理費	1,843	1,859
減価償却費	5,988	6,173
固定資産除却費	828	822
通信設備使用料	5,947	5,934
租税公課	537	614
営業費用合計	33,355	33,180
電気通信事業営業利益	13,002	14,987
附帯事業営業損益		
営業収益	20,656	19,883
営業費用	20,709	20,904
附帯事業営業損失()	52	1,020
営業利益	12,949	13,966
営業外収益		
受取利息	28	31
受取配当金	6	8
受取賃貸料	8	5
受取保険金	50	8
補助金収入	-	31
受取手数料	41	5
雑収入	30	18
営業外収益合計	166	109
営業外費用		
支払利息	2	1
雑支出	0	0
営業外費用合計	3	1
経常利益	13,113	14,074
特別利益		
投資有価証券売却益	1,672	-
特別利益合計	672	-
特別損失		
固定資産撤去引当金繰入額	2,630	-
特別損失合計	630	-
税金等調整前当期純利益	13,154	14,074
法人税、住民税及び事業税	3,844	4,035
法人税等調整額	231	157
法人税等合計	3,612	3,877
当期純利益	9,541	10,196
非支配株主に帰属する当期純利益	214	321
親会社株主に帰属する当期純利益	9,326	9,874

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	9,541	10,196
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	40	9
退職給付に係る調整額	2	5
その他の包括利益合計	38	4
包括利益	9,502	10,192
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,290	9,870
非支配株主に係る包括利益	212	321

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,414	1,618	71,617	0	74,649
当期変動額					
剰余金の配当			3,390		3,390
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,326		9,326
自己株式の取得				130	130
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	5,936	130	5,806
当期末残高	1,414	1,618	77,554	131	80,455

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	76	140	64	2,468	77,054
当期変動額					
剰余金の配当					3,390
親会社株主に帰属する 当期純利益					9,326
自己株式の取得					130
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	38	2	36	190	153
当期変動額合計	38	2	36	190	5,960
当期末残高	37	138	100	2,659	83,014

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,414	1,618	77,554	131	80,455
当期変動額					
剰余金の配当			3,718		3,718
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,874		9,874
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	6,156	0	6,156
当期末残高	1,414	1,618	83,710	130	86,612

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	37	138	100	2,659	83,014
当期変動額					
剰余金の配当					3,718
親会社株主に帰属する 当期純利益					9,874
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	5	3	299	295
当期変動額合計	9	5	3	299	6,452
当期末残高	28	133	104	2,958	89,466

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	13,154	14,074
減価償却費	6,100	6,202
固定資産除却損	609	540
固定資産撤去引当金の増減額(は減少)	630	105
貸倒引当金の増減額(は減少)	72	59
ポイント引当金の増減額(は減少)	95	47
契約損失引当金(は減少)	-	285
賞与引当金の増減額(は減少)	37	31
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	6	67
受取利息及び受取配当金	35	39
支払利息	2	1
投資有価証券売却損益(は益)	672	-
売上債権の増減額(は増加)	4,318	3,403
たな卸資産の増減額(は増加)	60	256
仕入債務の増減額(は減少)	129	306
未払金の増減額(は減少)	287	413
その他	296	24
小計	16,053	18,856
利息及び配当金の受取額	35	39
利息の支払額	2	1
法人税等の支払額	3,823	4,022
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,262	14,872
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,685	11,375
有形固定資産の売却による収入	67	1
無形固定資産の取得による支出	136	122
投資有価証券の売却による収入	792	-
関係会社短期貸付金による支出	28,128	30,231
関係会社短期貸付金の回収による収入	27,326	30,431
その他の支出	907	535
その他の収入	18	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,654	11,815
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	85	71
リース債務の返済による支出	92	94
自己株式の取得による支出	130	-
自己株式の売却による収入	-	0
配当金の支払額	3,389	3,717
非支配株主への配当金の支払額	21	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,720	3,904
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	887	847
現金及び現金同等物の期首残高	3,332	4,220
現金及び現金同等物の期末残高	4,220	3,372

【注記事項】

当連結財務諸表における科目分類は、連結財務諸表提出会社が「財務諸表等規則」第2条に規定する別記11の電気通信業であるため、「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）第5条における科目分類に準拠しております。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

沖縄通信ネットワーク株式会社

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備

定率法を採用しております。

機械設備を除く有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備 10～21年

建物 6～50年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au WALLETポイントプログラム」等）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役及び管理職への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

固定資産撤去引当金

3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な撤去工事について、当該見積額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当連結会計年度負担額を計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産等の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点で評価中

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（１）概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ)に対して、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づく取締役への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度39百万円、9,200株、当連結会計年度39百万円、9,200株であります。

(新型コロナウイルス感染症について)

当期の連結財務諸表の作成にあたって、2020年度上期に新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(管理職に対する株式付与制度)

当社は、管理職以上の従業員（以下「従業員」）に対して、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的に、株式付与ESOP信託による株式付与制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対して、当社が定める株式付与ESOP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される株式付与制度です。なお、従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時とします。

株式給付ESOP信託に関する株式交付規程に基づく従業員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度89百万円、20,700株、当連結会計年度89百万円、20,571株であります。

(連結貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
機械設備	26百万円	21百万円
端末設備	1	0
市内線路設備	10	6
土木設備	10	9
建物	68	61
工具、器具及び備品	0	0
計	116	99

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
長期借入金	26百万円	- 百万円
1年以内に期限到来の固定負債	71	26
計	98	26

(連結損益計算書関係)

1 投資有価証券売却益

投資有価証券売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券	672百万円	- 百万円

2 固定資産撤去引当金繰入額

前連結会計年度において、3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去費用の支出に備えるため、将来発生すると合理的に見込まれる撤去費用の負担額を固定資産撤去引当金繰入額へ計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	58百万円	13百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	58	13
税効果額	17	4
その他有価証券評価差額金	40	9
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	16	13
組替調整額	19	5
税効果調整前	2	7
税効果額	0	2
退職給付に係る調整額	2	5
その他の包括利益合計	38	4

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	27,342,000	-	-	27,342,000
合計	27,342,000	-	-	27,342,000
自己株式				
普通株式(注)1、2	223	30,051	-	30,274
合計	223	30,051	-	30,274

(注)1. 自己株式(普通株式)の増加30,051株は、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加9,200株、株式付与ESOP信託による当社株式の取得による増加20,700株及び単元未満株式の買取り151株によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、役員報酬BIP信託が保有する9,200株及び株式付与ESOP信託が保有する20,700株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月14日 定時株主総会	普通株式	1,695	62.0	2018年3月31日	2018年6月15日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	1,695	62.0	2018年9月30日	2018年12月5日

(注)2018年10月26日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	1,859	利益剰余金	68.0	2019年3月31日	2019年6月14日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	27,342,000	-	-	27,342,000
合計	27,342,000	-	-	27,342,000
自己株式				
普通株式(注)1、2	30,274	-	129	30,145
合計	30,274	-	129	30,145

(注) 1. 自己株式(普通株式)の減少129株は、株式付与ESOP信託から対象者への株式給付による減少129株によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、役員報酬BIP信託が保有する9,200株及び株式付与ESOP信託が保有する20,571株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	1,859	68.0	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年10月25日 取締役会	普通株式	1,859	68.0	2019年9月30日	2019年12月5日

(注) 1. 2019年6月13日定時株主総会の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2019年10月25日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 定時株主総会	普通株式	2,105	利益剰余金	77.0	2020年3月31日	2020年6月12日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	4,220百万円	3,372百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	4,220	3,372

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入や金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資はKDDIグループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を每期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金や未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金、リース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的とした長期の取引であり、そのほとんどが固定金利で取引を実施しております。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	4,220	4,220	-
(2)売掛金	25,574		
貸倒引当金	66		
	25,508	25,508	-
(3)未収入金	1,357	1,357	-
(4)関係会社短期貸付金	26,012	26,012	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	176	176	-
資産計	57,275	57,275	-
(6)長期借入金(1年以内期限到来)	71	71	-
(7)買掛金	1,384	1,384	-
(8)リース債務(流動負債)	70	70	-
(9)未払金	7,347	7,347	-
(10)未払法人税等	2,152	2,152	-
(11)長期借入金	26	26	0
(12)リース債務(固定負債)	134	131	2
負債計	11,186	11,184	2

売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)現金及び預金	3,372	3,372	-
(2)売掛金	28,978		
貸倒引当金	3		
	28,974	28,974	-
(3)未収入金	1,545	1,545	-
(4)関係会社短期貸付金	25,812	25,812	-
(5)投資有価証券			
其他有価証券	162	162	-
資産計	59,867	59,867	-
(6)長期借入金（1年以内期限到来）	26	26	-
(7)買掛金	1,691	1,691	-
(8)リース債務（流動負債）	105	105	-
(9)未払金	7,112	7,112	-
(10)未払法人税等	2,187	2,187	-
(11)リース債務（固定負債）	288	282	5
負債計	11,411	11,406	5

売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。

(4)関係会社短期貸付金

親会社であるKDDI株式会社との金銭消費貸借契約に基づく貸付金であります。契約では当社の意向により随時貸付金の回収が可能であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(6)長期借入金（1年以内期限到来）、(7)買掛金、(8)リース債務（流動負債）、(9)未払金、(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11)リース債務（固定負債）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式等	198	198

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,220	-	-	-
売掛金	14,199	11,375	-	-
未収入金	1,357	-	-	-
関係会社短期貸付金	26,012	-	-	-
合計	45,789	11,375	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,372	-	-	-
売掛金	16,668	12,309	-	-
未収入金	1,545	-	-	-
関係会社短期貸付金	25,812	-	-	-
合計	47,398	12,309	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	71	26	-	-	-	-
リース債務	70	48	48	36	-	-
合計	142	75	48	36	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	26	-	-	-	-	-
リース債務	105	105	93	56	33	-
合計	131	105	93	56	33	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	176	113	62
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	176	113	62
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		176	113	62

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 198百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	162	113	48
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	162	113	48
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		162	113	48

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 198百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券
 前連結会計年度（2019年3月31日現在）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1)株式	792	672	-
(2)債権			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	792	672	-

当連結会計年度（2020年3月31日現在）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1)株式	0	0	-
(2)債権			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	0	0	-

（デリバティブ取引関係）
 該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付企業年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、企業年金基金は2003年4月に設立された複数事業主制度によるKDDI企業年金基金に加入しております。

連結子会社の一部は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,051百万円
勤務費用	143
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	14
簡便法で計算した退職給付費用	60
退職給付の支払額	30
退職給付債務の期末残高	2,251

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,840百万円
期待運用収益	36
数理計算上の差異の発生額	2
事業主からの拠出額	164
退職給付の支払額	5
年金資産の期末残高	2,033

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,982百万円
年金資産	2,033
	51
非積立型制度の退職給付債務	268
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	217
退職給付に係る負債	217
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	217

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143百万円
利息費用	11
期待運用収益	36
数理計算上の差異の費用処理額	19
簡便法で計算した退職給付費用	60
確定給付制度に係る退職給付費用	198

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	2百万円
合計	2

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	198百万円
合計	198

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	45%
株式	15
その他	40
合計	100

(注) その他の中には、ヘッジファンド、プライベートエクイティ、現金を含んでおります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率(加重平均) 0.6%

長期期待運用収益率 2.0%

予想昇給率は2018年3月31日を基準日として算定した資格及び等級ポイントに基づく昇給指数を使用しております。

3. 複数事業主制度

確定給付制度の注記に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付企業年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、企業年金基金は2003年4月に設立された複数事業主制度によるKDDI企業年金基金に加入していません。

連結子会社の一部は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,251百万円
勤務費用	156
利息費用	10
数理計算上の差異の発生額	30
簡便法で計算した退職給付費用	49
退職給付の支払額	40
退職給付債務の期末残高	2,396

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,033百万円
期待運用収益	40
数理計算上の差異の発生額	43
事業主からの拠出額	107
退職給付の支払額	26
年金資産の期末残高	2,111

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,091百万円
年金資産	2,111
	19
非積立型制度の退職給付債務	304
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284

退職給付に係る負債	284
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	156百万円
利息費用	10
期待運用収益	40
数理計算上の差異の費用処理額	20
簡便法で計算した退職給付費用	49
確定給付制度に係る退職給付費用	195

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	7百万円
合計	7

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	190百万円
合計	190

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	45%
株式	14
その他	41
合計	100

(注) その他の中には、ヘッジファンド、プライベートエクイティ、現金を含んでおります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率(加重平均) 0.6%

長期期待運用収益率 2.0%

予想昇給率は2018年3月31日を基準日として算定した資格及び等級ポイントに基づく昇給指数を使用しております。

3. 複数事業主制度

確定給付制度の注記に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	27百万円	9百万円
減価償却費超過額	281	304
退職給付に係る負債	70	86
未払事業税否認	113	107
未確定債務否認	38	49
前受金否認	36	23
ポイント引当金	283	297
契約損失引当金	-	85
固定資産撤去引当金	188	220
株式報酬引当金	-	17
賞与引当金	95	106
貯蔵品評価損否認	62	38
資産除去債務	62	63
その他	26	27
繰延税金資産合計	1,287	1,438
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	18	11
資産除去債務	53	52
繰延税金負債合計	72	64
繰延税金資産の純額	1,214	1,374

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	29.9%	29.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
税額控除に伴う調整額	2.5	2.6
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5	27.6

(企業結合等関係)
 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)
 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	携帯電話サービス	携帯電話端末販売	その他	合計
外部顧客への売上高	38,762	18,562	9,689	67,013

当連結会計年度から、「その他」に含まれていた「携帯電話端末修理・下取サービス」について、量的な重要性が増したため「携帯電話端末販売」に含めて表示しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

連結貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	携帯電話サービス	携帯電話端末販売	その他	合計
外部顧客への売上高	39,712	17,383	10,955	68,051

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

連結貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通信 事業	(被所有) 直接 51.5 間接 -	携帯電話端 末の仕入、 通信設備の 購入及び保 守の委託等	業務受託及び アクセス チャージ(受 取)	229	-	-
							貸付金の回収	27,326	関係会 社短期 貸付金	26,012
							資金の貸付	28,128		
							利息の受取	28	-	-
							携帯電話端末 及び関連商品 の購入	13,262	買掛金	1,253
							通信システム 等の購入	2,767	未払金	505
							業務委託及び アクセス チャージ(支 払)	2,017	未払金	54
							業務委託回線 料	1,783	未払金	200
							コンテンツ運 用委託費	1,132	未払金	106
							債権譲渡手数 料	1,115	-	-
							支援・指導料	320	未払金	31

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有) 直接 51.5 間接 -	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等 役員の兼任2名	業務受託及びアクセスチャージ(受取)	212	-	-
							貸付金の回収	30,431	関係会社短期貸付金	25,812
							資金の貸付	30,231	-	-
							利息の受取	31	-	-
							携帯電話端末及び関連商品の購入	11,609	買掛金	1,210
							通信システム等の購入	1,149	未払金	165
							業務委託及びアクセスチャージ(支払)	2,009	未払金	42
							業務委託回線料	1,792	未払金	187
							コンテンツ運用委託費	1,189	未払金	112
							債権譲渡手数料	1,152	-	-
							支援・指導料	326	未払金	32

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 携帯電話端末の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
- (4) 業務委託回線料については、交渉のうえ定められた利用契約に関する取引条件に基づき支払っております。
- (5) コンテンツ運用委託費及び債権譲渡手数料については、一般取引条件を参考に双方協議のうえ決定しております。
- (6) 支援・指導料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

2. 親会社に関する注記

KDDI株式会社(東京証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	2,942.14円	3,167.41円
1株当たり当期純利益	341.34円	361.55円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度29,900株、当連結会計年度29,771株)。
 また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度17,568株、当連結会計年度29,789株)。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,326	9,874
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	9,326	9,874
期中平均株式数(千株)	27,324	27,311

(重要な後発事象)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元の充実を図るため

(2) 自己株式取得に係る事項の内容

- 取得対象株式の種類 : 普通株式
 取得し得る株式の総数 : 600,000株(上限)
 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.2%)
 株式の取得価額の総額 : 20億円(上限)
 取得期間 : 2020年5月18日~2021年4月23日
 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付け

(参考) 2020年3月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 27,311,855株
 自己株式数 30,145株
 自己株式数については、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式29,771株を含めて記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	71	26	1.70	-
1年以内に返済予定のリース債務	70	105	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	26	-	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	134	288	-	2021年～2024年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	302	420	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	105	93	56	33

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	16,620	33,430	50,858	68,051
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	3,610	7,489	11,382	14,074
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	2,488	5,160	7,894	9,874
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	91.12	188.94	289.06	361.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	91.12	97.82	100.11	72.49

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	32,030	34,785
減価償却累計額	23,499	25,206
機械設備(純額)	8,530	9,579
空中線設備	12,020	12,567
減価償却累計額	6,931	7,690
空中線設備(純額)	5,089	4,877
市外線路設備	40	139
減価償却累計額	16	18
市外線路設備(純額)	24	120
土木設備	22	567
減価償却累計額	8	9
土木設備(純額)	13	557
海底線設備	-	2,432
減価償却累計額	-	-
海底線設備(純額)	-	2,432
建物	10,382	11,246
減価償却累計額	3,373	3,783
建物(純額)	7,009	7,463
構築物	1,167	1,235
減価償却累計額	902	941
構築物(純額)	264	293
機械及び装置	93	93
減価償却累計額	55	61
機械及び装置(純額)	37	31
車両	173	186
減価償却累計額	162	167
車両(純額)	11	19
工具、器具及び備品	1,209	1,265
減価償却累計額	848	920
工具、器具及び備品(純額)	360	344
土地	2,126	2,137
建設仮勘定	1,616	2,070
有形固定資産合計	25,085	29,926
無形固定資産		
施設利用権	27	21
ソフトウェア	440	341
借地権	2	2
その他の無形固定資産	7	7
無形固定資産合計	477	372
電気通信事業固定資産合計	25,563	30,299

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
附帯事業固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1,162	1,544
減価償却累計額	77	101
有形固定資産(純額)	1,084	1,442
有形固定資産合計	1,084	1,442
無形固定資産		
無形固定資産合計	23	17
附帯事業固定資産合計	1,108	1,460
投資その他の資産		
投資有価証券	353	341
関係会社株式	1,121	1,121
社内長期貸付金	34	36
長期前払費用	2,421	2,404
前払年金費用	249	210
繰延税金資産	964	1,120
敷金及び保証金	42	44
その他の投資及びその他の資産	24	22
貸倒引当金	24	22
投資その他の資産合計	5,187	5,278
固定資産合計	31,858	37,038
流動資産		
現金及び預金	3,357	2,465
売掛金	24,402	27,599
未収入金	1,279	1,629
貯蔵品	1,172	996
前払費用	118	179
関係会社短期貸付金	32,234	31,523
その他の流動資産	8	2
貸倒引当金	64	2
流動資産合計	62,509	64,394
資産合計	94,368	101,432

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
固定負債		
ポイント引当金	946	994
資産除去債務	207	210
固定資産撤去引当金	630	736
株式給付引当金	23	58
その他の固定負債	8	9
固定負債合計	1,816	2,008
流動負債		
買掛金	1,321	1,675
未払金	7,310	6,971
未払費用	117	148
未払法人税等	2,083	2,023
前受金	131	79
預り金	1,265	1,594
前受収益	-	7
賞与引当金	234	261
役員賞与引当金	19	24
契約損失引当金	-	285
流動負債合計	12,483	13,073
負債合計	14,299	15,081
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,414	1,414
資本剰余金		
資本準備金	1,614	1,614
資本剰余金合計	1,614	1,614
利益剰余金		
利益準備金	64	64
その他利益剰余金		
別途積立金	65,700	71,300
繰越利益剰余金	11,369	12,059
利益剰余金合計	77,134	83,424
自己株式	131	130
株主資本合計	80,032	86,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36	27
評価・換算差額等合計	36	27
純資産合計	80,068	86,350
負債・純資産合計	94,368	101,432

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	44,456	45,931
営業費用		
営業費	12,228	12,091
施設保全費	3,327	3,106
管理費	1,567	1,577
減価償却費	4,362	4,388
固定資産除却費	391	446
通信設備使用料	8,858	8,920
租税公課	416	476
営業費用合計	31,151	31,006
電気通信事業営業利益	13,304	14,924
附帯事業営業損益		
営業収益	19,826	19,037
営業費用	20,090	20,284
附帯事業営業損失()	263	1,246
営業利益	13,041	13,678
営業外収益		
受取利息	40	44
受取配当金	31	33
受取賃貸料	13	11
受取保険料	46	2
補助金収入	-	31
雑収入	28	18
営業外収益合計	160	141
経常利益	13,201	13,819
特別利益		
投資有価証券売却益	672	-
特別利益合計	672	-
特別損失		
固定資産撤去引当金繰入額	630	-
特別損失合計	630	-
税引前当期純利益	13,242	13,819
法人税、住民税及び事業税	3,852	3,962
法人税等調整額	232	152
法人税等合計	3,619	3,810
当期純利益	9,623	10,008

電気通信事業営業費用明細表

科目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	事業費 (百万円)	管理費 (百万円)	計 (百万円)	事業費 (百万円)	管理費 (百万円)	計 (百万円)
人件費	1,352	652	2,004	1,452	658	2,111
経費	13,923	914	14,837	13,424	919	14,343
消耗品費	312	32	344	272	19	292
借料・損料	695	18	713	687	20	707
保険料	31	6	37	31	6	38
光熱水道料	617	45	662	626	45	671
修繕費	634	11	646	422	7	430
旅費交通費	34	23	58	32	17	50
通信運搬費	183	10	193	213	13	227
広告宣伝費	2,273	20	2,293	1,903	24	1,928
交際費	26	26	52	22	29	51
厚生費	3	32	35	3	37	41
作業委託費	3,901	287	4,189	4,393	294	4,688
雑費	5,210	398	5,609	4,813	401	5,215
業務委託費	301	-	301	338	-	338
貸倒損失	21	-	21	17	-	17
小計	15,555	1,567	17,122	15,197	1,577	16,775
減価償却費			4,362			4,388
固定資産除却費			391			446
通信設備使用料			8,858			8,920
租税公課			416			476
合計			31,151			31,006

(注) 1. 事業費には営業費、施設保全費が含まれております。

2. 人件費には、賞与引当金繰入額が前事業年度216百万円、当事業年度241百万円及び役員賞与引当金繰入額が前事業年度19百万円、当事業年度24百万円並びに退職給付費用が前事業年度128百万円、当事業年度135百万円含まれております。

3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度13百万円、当事業年度10百万円含まれております。また、償却済債権回収額が前事業年度19百万円、当事業年度15百万円含まれております。

4. 作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。

5. 雑費には、販売手数料が含まれております。また、ポイント引当金繰入額が前事業年度883百万円、当事業年度908百万円含まれております。

6. 業務委託費には、電気通信役務提供に係わる業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,414	1,614	1,614	64	60,100	10,736	70,900	0
当期変動額								
別途積立金の積立					5,600	5,600	-	
剰余金の配当						3,390	3,390	
当期純利益						9,623	9,623	
自己株式の取得								130
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	5,600	633	6,233	130
当期末残高	1,414	1,614	1,614	64	65,700	11,369	77,134	131

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	73,929	72	72	74,002
当期変動額				
別途積立金の積立	-			-
剰余金の配当	3,390			3,390
当期純利益	9,623			9,623
自己株式の取得	130			130
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		36	36	36
当期変動額合計	6,102	36	36	6,066
当期末残高	80,032	36	36	80,068

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,414	1,614	1,614	64	65,700	11,369	77,134	131
当期変動額								
別途積立金の積立					5,600	5,600	-	
剰余金の配当						3,718	3,718	
当期純利益						10,008	10,008	
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	5,600	690	6,290	0
当期末残高	1,414	1,614	1,614	64	71,300	12,059	83,424	130

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	80,032	36	36	80,068
当期変動額				
別途積立金の積立	-			-
剰余金の配当	3,718			3,718
当期純利益	10,008			10,008
自己株式の処分	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		8	8	8
当期変動額合計	6,290	8	8	6,282
当期末残高	86,323	27	27	86,350

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械設備

定率法を採用しております。

機械設備を除く有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9年
空中線設備	10～21年
建物	6～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（3）ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au WALLETポイントプログラム」等）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

（4）株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役及び管理職への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（5）固定資産撤去引当金

3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な撤去工事について、当該見積額を計上しております。

（6）賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

（7）役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上していません。

（8）契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（3）連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

（4）連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39条 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産等の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ)に対して、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づく取締役への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額は39百万円、株式数は9,200株であります。

(管理職に対する株式付与制度)

当社は、管理職以上の従業員(以下「従業員」)に対して、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的に、株式付与ESOP信託による株式付与制度(以下「本制度」)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対して、当社が定める株式付与ESOP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される株式付与制度です。なお、従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時とします。

株式給付ESOP信託に関する株式交付規程に基づく従業員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額は89百万円、株式数は20,571株であります。

(新型コロナウイルス感染症について)

当期の財務諸表の作成にあたって、2020年度上期に新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌事業年度以降の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する負債には次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
流動負債		
買掛金	1,241百万円	1,406百万円
未払金	4,482	4,641

2 偶発債務

沖縄通信ネットワーク株式会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
沖縄通信ネットワーク(株)(借入債務)	98百万円	沖縄通信ネットワーク(株)(借入債務) 26百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社からの移動機仕入高で販売原価相当額となるものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売原価相当額	13,666百万円	12,203百万円

2 関係会社に係る営業外収益は次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取利息	39百万円	43百万円
受取配当金	25	25

3 投資有価証券売却益

投資有価証券売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券	672百万円	- 百万円

4 固定資産撤去引当金繰入額

前事業年度において、3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去費用の支出に備えるため、将来発生すると合理的に見込まれる撤去費用の負担額を固定資産撤去引当金繰入額へ計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)1、2	223	30,051	-	30,274
合計	223	30,051	-	30,274

(注)1. 自己株式(普通株式)の増加30,051株は、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加9,200株、株式付与ESOP信託による当社株式の取得による増加20,700株及び単元未満株式の買取り151株によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、役員報酬BIP信託が保有する9,200株及び株式付与ESOP信託が保有する20,700株が含まれております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)1、2	30,274	-	129	30,145
合計	30,274	-	129	30,145

(注)1. 自己株式(普通株式)の減少129株は、株式付与ESOP信託から対象者への株式給付による減少129株によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、役員報酬BIP信託が保有する9,200株及び株式付与ESOP信託が保有する20,571株が含まれております。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は1,121百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は1,121百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費超過額	216百万円	253百万円
未払事業税否認	108	97
未確定債務否認	35	45
前受金否認	36	23
ポイント引当金	283	297
契約損失引当金	-	85
固定資産撤去引当金	188	220
株式報酬引当金	-	17
賞与引当金	76	85
貯蔵品評価損否認	60	37
資産除去債務	62	63
その他	41	19
繰延税金資産合計	1,108	1,247
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15	11
資産除去債務	53	52
前払年金費用	74	62
繰延税金負債合計	144	126
繰延税金資産の純額	964	1,120

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	29.9%	29.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
税額控除に伴う調整額	2.3	2.3
その他	0.5	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3	27.6

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	2,931.66円	3,161.66円
1株当たり当期純利益	352.20円	366.46円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前事業年度末29,900株、当事業年度末29,771株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前事業年度末17,568株、当事業年度末29,789株)。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	9,623	10,008
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	9,623	10,008
期中平均株式数(千株)	27,324	27,311

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 後発事象」をご参照ください。

【附属明細表】

当社の附属明細表は、財務諸表等規則第122条第6号の規定により作成しております。

【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累 計額又は償 却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
電気通信事業有形固定 資産							
機械設備(注)1	32,030	3,676	992	34,785	25,206	2,417	9,579
空中線設備(注)2	12,020	607	60	12,567	7,690	800	4,877
市外線路設備	40	98	-	139	18	2	120
土木設備	22	544	-	567	9	0	557
海底線設備	-	2,432	-	2,432	-	-	2,432
建物	10,382	864	0	11,246	3,783	243	7,463
構築物	1,167	68	0	1,235	941	37	293
機械及び装置	93	-	-	93	61	-	31
車両	173	13	-	186	167	5	19
工具、器具及び備品	1,209	85	29	1,265	920	100	344
土地	2,126	10	-	2,137	-	-	2,137
建設仮勘定	1,616	9,319	8,865	2,070	-	-	2,070
小計	60,884	17,721	9,878	68,727	38,800	3,783	29,926
附帯事業有形固定資産	1,162	387	4	1,544	101	25	1,442
有形固定資産合計	62,046	18,108	9,883	70,271	38,902	3,808	31,369
無形固定資産							
電気通信事業無形固定 資産							
施設利用権	93	-	-	93	72	6	21
ソフトウェア	1,053	111	63	1,101	760	206	341
借地権	2	-	-	2	-	-	2
その他の無形固定資産	7	-	-	7	-	-	7
小計	1,156	111	63	1,204	832	212	372
附帯事業無形固定資産	28	-	-	28	10	5	17
無形固定資産合計	1,185	111	63	1,233	843	217	390
長期前払費用	2,421	720	11	3,130	725	389	2,404
長期前払費用合計	2,421	720	11	3,130	725	389	2,404

(注)1. 機械設備の主な増加は基地局設備及び交換局設備の新設及び増設であり、主な減少は基地局設備及び交換局設備の除却によるものであります。

2. 空中線設備の主な増加は、基地局設備の鉄塔及びアンテナで、主な減少は基地局設備の鉄塔及びアンテナの除却によるものであります。

3. 海底線設備の主な増加は、海底ケーブル関連設備によるものであります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【引当金明細表】

科目	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金 (注) 1、3	89	25	2	87	25
退職給付引当金 (注) 1、2	249	146	107	-	210
ポイント引当金 (注) 1	946	908	860	-	994
株式給付引当金 (注) 1	23	35	0	-	58
固定資産撤去引当金 (注) 1	630	105	-	-	736
賞与引当金 (注) 1	234	261	234	-	261
役員賞与引当金 (注) 1	19	24	19	-	24
契約損失引当金 (注) 1	-	285	-	-	285

(注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針4.引当金の計上基準に記載しております。

2. 退職給付引当金の期末残高については前払年金費用を計上しているため、マイナス残高を計上しております。

3. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替えによる減少額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで													
定時株主総会	6月中													
基準日	3月31日													
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日													
1単元の株式数	100株													
単元未満株式の買取り														
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部													
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社													
取次所														
買取手数料	無料													
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL https://www.au.com/okinawa_cellular/													
株主に対する特典	<p>2020年3月31日現在の株主名簿に記録された株主のうち、1単元(100株)以上を保有する株主に対し、以下のとおり株主優待を実施する。</p> <p>「au PAYマーケット 商品カタログギフト」を贈呈</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">保有期間</th> </tr> <tr> <th>5年未満</th> <th>5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">保有株式数</th> <td>100～999株</td> <td>3,000円相当</td> <td>5,000円相当</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>5,000円相当</td> <td>10,000円相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>・保有期間は同一株主番号で3月31日の株主名簿に連続して記録されている年数となります。なお、本株主優待制度導入以前も含む通算期間を算定します。</p>			保有期間		5年未満	5年以上	保有株式数	100～999株	3,000円相当	5,000円相当	1,000株以上	5,000円相当	10,000円相当
				保有期間										
		5年未満	5年以上											
保有株式数	100～999株	3,000円相当	5,000円相当											
	1,000株以上	5,000円相当	10,000円相当											

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第28期) (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月13日沖縄総合事務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2019年6月13日沖縄総合事務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第29期第1四半期) (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月5日沖縄総合事務局長に提出

(第29期第2四半期) (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月6日沖縄総合事務局長に提出

(第29期第3四半期) (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月4日沖縄総合事務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月20日沖縄総合事務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月11日

沖縄セルラー電話株式会社

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 井 晶 治 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 江 口 亮 印
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、沖縄セルラー電話株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、沖縄セルラー電話株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

沖縄セルラー電話株式会社

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 高井 晶治 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 江口 亮 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。